

令和 6 年度
関川村洪水ハザードマップ作成業務委託
特記仕様書

令和 6 年 5 月
関川村役場

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

関川村(以下「発注者」という。)が発注する「令和6年度 関川村洪水ハザードマップ作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務を実施するにあたり受注者が順守する事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条（業務目的）

近年、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、地域住民等への水害リスク空白域における適切な情報提供が課題となっている。

このような背景と主旨から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象が存在する河川流域（小規模河川）に拡大となった。

本業務は、改正水防法による小規模河川の氾濫推定図の追加指定に基づき、新たに地域住民等の避難対策を検討し、過年度に住民配布している各種ハザードマップとの整合性を踏まえ、地図上にわかりやすく表示、解説する「洪水ハザードマップ」の作成を行うものである。

尚、住民等が主体的且つ的確な避難行動を選択できるように実践的なハザードマップを作成し、マップの普及と利活用を図ることにより、住民等の危機管理意識の向上や円滑で迅速な情報伝達・避難体制の確立に資することを目的とする。

第3条（準拠法令等）

本業務を実施するにあたり、本仕様書、契約事項、並びに下記の関係法令、諸計画、通達、ガイドライン等に準拠して実施するものとする。

1. 災害対策基本法、水防法、河川法、砂防法、測量法
2. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
3. 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
4. 防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法
5. 防災基本計画（中央防災会議）、新潟県地域防災計画及び水防計画、関川村地域防災計画
6. 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省）
7. 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
8. ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月 農林水産省）
9. 小規模河川の氾濫推定図作成の手引き（令和2年6月 国土交通省）
10. 避難情報に関するガイドライン（令和4年9月 内閣府）
11. 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月 内閣府）
12. 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月 内閣府）
13. 避難所運営ガイドライン（令和4年4月 内閣府）
14. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
15. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月 内閣府）
16. 市町村のための水害対応の手引き（令和5年5月 内閣府）
17. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の住民避難と避難所運営の取組について（令和2年5月 新潟県）
18. タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（平成28年8月 国土交通省）
19. マイ・タイムラインガイド（Ver1.0）（令和2年6月 マイタイムライン実践ポイントブック検討会）
20. 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会方針
21. 関川村個人情報保護条例
22. 関川村財務規則
23. その他関係法令・規則・通達等

第4条（疑義の協議）

本業務の業務委託契約書並びに本仕様書の各事項について、疑義または定めのない事項が生じた場合は、協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第5条（権利・義務の譲渡等）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

第6条（業務計画書）

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。業務計画書には、契約図書や関係法令・各種ガイドライン、マニュアル等に基づき、本業務の円滑且つ効果的な検討手法を記載するものとし、その内容に発注者の指摘があった場合、訂正して業務計画書を再提出しなければならない。

尚、受注者は、業務計画書の変更が必要となった場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更計画書を提出しなければならない。

第7条（業務の変更等）

本業務遂行中において仕様内容の変更や発注数量の増減、工期の変更等が必要となる場合は、協議により変更内容を定めるものとする。

第8条（配置予定技術者）

受注者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者を定め、契約締結後速やかに発注者に届出るものとする。

1. 管理技術者

技術士法施行規則に規定する技術部門のうち「建設部門」の選択科目における「河川・砂防及び海岸部門」の技術士の資格、又は一般社団法人 建設コンサルタンツ協会が定めるシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）登録規則に規定する専門技術部門のうちRCCM「河川・砂防及び海岸部門」の資格を有していること。

2. 照査技術者

管理技術者の資格要件と同等とする。ただし、照査技術者は、管理技術者と兼ねることはできない。

3. 担当技術者

適正に業務を実施するために担当技術者を定めることができる。ただし、担当技術者は、管理技術者・照査技術者と兼ねることはできない。

第9条（提出書類）

本業務を履行するにあたり、受注者は、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとし、これらを変更しようとする場合も同様とする。

1. 業務計画書
2. 業務着手届
3. 業務工程表
4. 管理技術者届・照査技術者届・担当技術者届
5. 管理技術者・照査技術者の資格者証（前条で定める資格及び業務経歴書）
6. その他、発注者が必要と認めた書類

第10条（関係官公署との折衝）

受注者は、業務遂行中に、関係者又は関係官公署と折衝を必要する事項が生じた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

第 1 1 条（現地立入）

受注者は、本業務を履行するにあたり、公有地・私有地の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ発注者及び土地所有者等の了解を得て、関係者と緊密かつ十分な調整を行い、円滑な作業を行わなければならない。

また、現地への立ち入りの際は、発注者が発行する身分証明書（腕章）を携帯し、関係者の要求がある時には、速やかにこれを提示するものとする。

第 1 2 条（事故の防止）

受注者は、本業務において、交通阻害、諸事故、紛争等を未然に防止する安全対策を講じ、十分注意して業務を遂行するものとする。

第 1 3 条（事故の報告）

業務遂行中において万一諸事故が発生した場合は、遅滞なく発注者に発生原因、経過、被害内容等を報告し、対処方法について発注者の指示を受けなければならない。

第 1 4 条（損害賠償）

受注者は、業務遂行中に発注者及び第三者に与えた損害並びに第三者から受けた損害について、受注者の責任において対処し、その費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第 1 5 条（貸与資料）

本業務を履行するにあたり、必要な資料を貸与するものとするが、借用の際は、受渡状況を明記した借用書を提出し、承認を得るものとする。

尚、関係機関に照会する必要がある資料については、受注者は、収集資料の名称・内容等を提示し、発注者が収集する。

第 1 6 条（守秘義務及び情報管理）

1. 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間中並びに終了後も第三者へ提供、漏洩してはならない。
2. 受注者は、業務上収集した情報について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故がないように取り扱うものとする。
3. 受注者は、業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工、外部への持ち出し、並びに目的外使用してはならない。

第 1 7 条（個人情報の保護）

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務の履行による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置や対策を実施しなければならない。

第 1 8 条（進捗状況の報告）

本業務を履行するにあたり、業務の進捗状況を定期的に発注者に報告するものとする。

第 1 9 条（履行期限）

本業務の履行期限は、契約の締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。尚、工期途中で成果品の一部提出を発注者より求められた場合は、これに応じなければならない。

第2章 業務実施要領

第20条（想定する災害）

想定する災害は、河川の氾濫による水害とし、河川管理者（新潟県）が実施した浸水想定調査結果による浸水想定区域等に基づき、本業務を実施するものとする。

ただし、令和3年作成の関川村洪水ハザードマップ（荒川・大石川浸水想定等）及び昭和42年羽越豪雨・令和4年新潟北部豪雨における水害実績等の表示もあわせて検討する。

※対象河川は【別紙1】「洪水ハザードマップ 対象河川一覧」のとおり

第21条（業務実施範囲）

本業務の実施範囲は、関川村17地域を対象とする。

※対象地域は【別紙2】「洪水ハザードマップ 対象地域図郭割（案）」のとおり

第22条（ハザードマップの基本仕様）

ハザードマップの基本仕様は、下表に基づき検討するものとし、地図に反映される項目は全てレイヤー別に地理情報システム「GIS」データで整理するものとする。

ただし、業務の検討過程や協議等により本仕様は変更する場合があるものとする。

種 別	形 式 及 び 仕 様
災害リスク情報	○洪水浸水想定区域図データ（県提供：Shape形式） ○土砂災害警戒区域等データ（県・村提供：Shape形式）【参考】 ○ため池浸水想定区域等データ（県・村提供：Shape形式）【参考】 ○過年度ハザードマップ・他の災害想定・水害履歴等（村提供：各種形式）【参考】
基図の候補	○村が所有する地形図（マイラー形式）縮尺1/5,000～ ○村が所有する航空写真図（正射投影写真図：TIFF形式） ○国土地理院基盤地図情報 基本項目・数値標高モデル（JPGIS形式）縮尺1/25,000～ ※経年変化による主要道路・公共施設・その他施設等の軽微な修正を行う ※採用する基図は業務時に検討する ※浸水域の状況等により他の自治体地形図を利用する場合あり ※民間企業が著作権等を保有する商用目的とした地図の使用は認めない
表示縮尺・図割	○図割：浸水想定及び地域単位に基づき業務時に検討する ○縮尺：図割単位により適時調整する
ハザードマップ 規格・構成	関川村 小規模河川 洪水ハザードマップ（仮称） ○構成 17種（17地域） ○部数 2,550部（17種×各150部） …各種の部数割当ては総部数内で変更する場合がある ○判型 A2判 ○製本 A4折 ○材質 マットコート紙57.5kg相当 ○印刷 オフセット地図多色印刷 ○刷色 片面カラー、色数4色以上 ○校正 3回程度（内容校正2回、色校正1回を想定） ○仕分 簡易梱包（地区配布単位）
留意事項	○本業務においてマップの印刷作業は実施しない ○原案データは、全種レイアウトの調整あり

第23条（水害リスクの配色基準）

ハザードマップの基礎となる水害リスク（浸水深階級表示）については、「水害ハザードマップ作成の手引き」に基づき、以下の配色（RGBカラーモデル）を標準として調整を図るものとするが、必要に応じて浸水深階級を詳細に区分する場合があるものとする。

また、土砂災害の危険性を併記する場合、表示する土砂災害警戒区域・特別警戒区域の配色等は、重要な水害リスクを明瞭に確認できるように表現方法とあわせて検討する。

浸水深の階級	R G B（標準）
20.0m～	220, 122, 220
10.0m～20.0m	242, 133, 201
5.0m～10.0m	255, 145, 145
3.0m～5.0m	255, 183, 183
0.5m～3.0m	255, 216, 192
～0.5m	247, 245, 169

第24条（業務概要及び項目）

本業務の概要及び項目は、下記の通りとする。

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 計画準備・資料収集 | 1式 |
| 2. 基本事項の検討 | 1式 |
| 3. 基図作成 | 1式 |
| 4. 浸水情報の点検及び検証 | 1式 |
| 5. 避難情報の検証 | 1式 |
| 6. ハザードマップの原案作成 | 1式 |
| 7. 報告書作成 | 1式 |
| 8. 打合せ協議 | 1式 |

第25条（業務内容）

本業務を実施する上で、それぞれの業務項目において、特に必要な指示・要領を下記に示すものとする。

1. 計画準備・資料収集

（1）計画準備

本業務を実施するにあたり、受注者は国の防災基本計画、新潟県・関川村地域防災計画及び水害対策における法令・諸計画等の見直し事項を十分に把握した上で、新潟県の浸水想定調査結果に基づき、水害特性や社会特性といった対象地域の実情に合わせた最適な作業手順や基本方針を検討し、業務計画書を作成するものとする。

尚、ハザードマップに関連する最新のマニュアル・ガイドライン等に則して本業務を実施するが、水害対策に関する国・新潟県の新たな方針や動向に注視して、適時整合性を確認するものとする。

（2）資料収集

本業務において必要な浸水想定調査資料、各種過年度ハザードマップや他の危険箇所情報、地形及び施設・設備情報、防災計画・水防計画や避難関連情報、学習啓発情報などの関係資料を収集し、調査検討項目毎に整理する。

尚、資料収集にあたっては、受注者は収集予定リストを事前に作成し、発注者と調整を図るものとする。ただし、関係機関との調整が必要な資料については、協議の上、発注者の指示を受けて収集を行うものとする。

2. 基本事項の検討

（1）基本事項の検討

ハザードマップ作成において、本村の水害特性（地域の各水害リスク・河川の氾濫形態・水害実績・地形的要因等）や社会特性（コミュニティの状況・避難に関する現状等）

を考慮して、以下に示す基本的な条件設定を行うものとする。

①地図作成範囲（表示区域）の検討

地図作成範囲は、浸水想定区域や水害実績等の範囲の他、地形状況、避難の検討上の観点（行政区・コミュニティ単位・指定避難所等や主要な避難路等）を考慮して設定を行う。尚、浸水が想定される区域が隣接市町村と連続している場合は、市町村境から外側のある程度の範囲についても浸水情報を表示する。

②基図の選定及び地図縮尺・作成形式の検討

収集された基図候補（各種地形図・写真地図等）から、ハザードマップの地図作成範囲を包括し、且つ、地形・地物の経年変化が少ないものを選定する。地図の縮尺は、家屋を戸々に識別し、住民自身で避難路を検討できる程度の表示縮尺が望ましいが、浸水域が広域に及ぶような場合は、地図の表示区域やハザードマップの作成形式を考慮した上で、最適な縮尺を検討する。

尚、ハザードマップの作成形式は、**A2判片面A4折（ポスター形式）**を基本とし、地図の表示区域、表示縮尺、住民等が利活用するシチュエーションや記載情報量等を踏まえて、必要に応じて形式・規格・数量の調整を行う場合もある。また、官公庁の地形図の利用に関しては、以下の点に留意するものとする。

※地方自治体の地形図（公共測量成果）を基図として利用する場合、測量法第43条又は第44条の規定により測量計画機関の複製又は使用の承認の手続きを受けるものとする。

※国土地理院の地形図（基盤地図情報等）を基図として利用する場合、測量法第29条又は第30条の規定により国土地理院長の複製又は使用の承認の手続きを受けるものとする。

3. 基図の作成

基本事項の検討結果を踏まえ、ハザードマップに用いる最適な図面規格や図郭（地域割）、見易さなどを考慮して、地図のレイヤー調整や切り出し・接合等により検討用基図を作成する。

尚、浸水域が隣接市町村にまたがる場合や広域的な避難の可能性がある場合等については、設定した地図作成範囲（表示区域）に基づき、必要に応じて周辺の状況を把握できるように隣接市町村の地形図等を接合し、村域の外側と連続した基図や国土地理院地形図による広域図を作成する。

また、基図上の地形・地物の経年変化状況を確認し、必要に応じてマップのシンボルとなる主要施設や幹線道路等の構造物を対象に基図の簡易修正を実施するものとする。

4. 浸水情報の点検及び検証

浸水情報の点検及び検証は、収集した浸水想定区域等データの点検や本村に対する水害リスクの検証を行い、ハザードマップを検討する上で必要な記載情報を整理し、今後の避難対策に活用できる基礎資料として取りまとめるものとする。

（1）浸水情報の整理

①洪水浸水想定調査結果の整理

新潟県が調査した洪水の浸水想定調査結果（氾濫推定図等）の収集データに基づき、ハザードマップ作成の対象地域について検討項目ごとに整理する。

【主要な項目】

想定条件（水害シナリオ）、降雨規模、確率年（最大規模）

浸水域、浸水深、氾濫危険箇所や重要水防箇所 等

②水害特性の把握

各河川の浸水想定その他、過年度の各種ハザードマップ、内水浸水想定、水害実績（文献・記録資料）、土砂災害警戒区域、ため池浸水想定区域等に基づき、豪雨時における地域の水害リスクを把握する。

③水位観測所等の整理

水位観測所及びＣＣＴＶ（ライブカメラ）の位置・名称等を把握し、その地点等を基図上に整理するものとし、浸水地域に関係する水位観測所等が村内に存在しない場合は、必要に応じて広域図にて位置関係が把握できる資料を作成する。

また、排水ポンプの停止による浸水域拡大の影響が懸念される場合、必要に応じて排水ポンプ場の位置・名称や排水区域等についても整理する。

（２）浸水想定区域図の点検・検証

①浸水想定GISデータの点検・検証

浸水想定調査結果における解析メッシュ単位の各種GISデータ（浸水深等）を基図上に展開し、現況地形との整合性の点検・検証を行う。尚、解析データにおいて、地形との不整合箇所が確認できる場合やシミュレーション時のエラーデータと推測できる場合は、必要に応じて河川管理者と協議し、調整方法を検討するものとする。

②浸水想定区域図の作成（ハザードマップの地図上に記載する水害リスク情報）

点検・検証後の浸水深データに基づき、検討用基図上に浸水深階級を「第２３条（水害リスクの配色基準）」の分類にて表示した最大規模の浸水想定区域図を作成する。尚、各河川の浸水想定区域図の他、全河川（荒川・大石川を含む）の最大浸水深を重合した浸水想定区域図をあわせて作成し、ハザードマップ上に表示する水害リスクの基礎資料とする。

５．避難情報の検証

避難情報の検証は、住民等が安全かつ迅速に確実な避難ができるように、地域の避難場所（施設）の検証や最適な避難手段・対応を精査し、ハザードマップを検討する上で必要な記載情報を整理する。

また、避難情報の検証過程において、想定される水害に対して見込まれる防災上の課題等を抽出し、今後の地域防災計画の見直し事項や新たな避難対策に向けた参考資料として取りまとめる。

（１）避難関連情報の把握

関川村地域防災計画及び現行の防災体制、国・新潟県の防災計画等に関する見直し状況を確認するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所（施設構造、階層、使用可能床面積、収容人員、通信施設や物資備蓄状況、長期収容の可否等）や防災関係機関（役場、警察、消防、病院等）、啓発情報（各種水害関連ハザードマップや洪水関連標識等）、防災行動計画（タイムライン）、避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等）の発令基準や防災気象情報（警報や注意報等）の情報入手・伝達手段（防災行政無線や広報車の配備状況、J-ALERT、テレビ、ラジオ、メール等の各種手段の運用状況等）等について現状を把握し、ハザードマップの検討に有効な避難関連情報をとりまとめる。

（２）社会特性の把握

自治会・町内会、自主防災組織、学校区等のコミュニティ構成や公民館等の地域コミュニティ施設、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上配慮を要する者が利用する施設）の状況を整理する。

（３）要避難地域の設定

浸水が想定される区域や浸水の恐れがある区域を要避難区域とし、地区界（大字・町丁目等）、学校区界（小学校・中学校区）等のコミュニティ単位で避難地区を整理し、指定避難所等の位置関係や河川界等を勘案して要避難地域を設定する。

尚、地域の状況により、浸水が予想される区域には含まれないが、浸水や土砂災害に

よる道路閉鎖等に伴い、孤立するおそれがある地区を要避難地域に含める等の検討を加えるものとする。

(4) 避難時危険箇所等の抽出

避難場所への経路上において、次の事項等に該当する箇所を避難時の危険箇所として基図上に整理し、危険箇所資料を作成する。尚、避難時危険箇所に基づき、ハザードマップ上の主要避難路や避難方向、避難時の注意点等に関する記載情報を検討する。

- ①浸水想定区域図により通行不能が予想される箇所
- ②過去の水害実績や内水氾濫常襲箇所（災害履歴・内水浸水想定等）
- ③土砂災害警戒区域等や土砂災害発生箇所（指定公示図書・災害履歴等）
- ④防災重点ため池やその浸水想定区域
- ⑤道路冠水箇所（アンダーパス）、地下空間、橋梁（河川横断箇所）
- ⑥その他、避難時に危険と想定される箇所

(5) 浸水想定区域内の施設等の抽出

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等、ため池浸水想定区域に含まれる指定避難所、公共施設や防災関連施設、要配慮者利用施設、観光施設、大規模工場、地下空間等を抽出し、施設名称や位置、構造等の概要、浸水するおそれのある階層等を整理する。

6. ハザードマップの原案作成

具体的な表示、表現方法及び記載内容について、各種検証した項目を踏まえ、ハザードマップ原案を作成するものとする。

(1) 記載事項の検討

①過年度の関係ハザードマップとの整合性の検討

既に住民周知を行っている水害関連ハザードマップ【「洪水ハザードマップ（令和3年度版）」「土砂災害ハザードマップ（令和元年・2年度版）」等】の印刷物との整合性が図られるように、新たなハザードマップのレイアウト・解説文等の構成案を検討する。

②記載事項の検討

住民等が主体的に迅速かつ的確な避難行動を選択できるよう、マップを利活用するシチュエーション（平時・緊急時）を踏まえ、「水害ハザードマップ作成の手引き」に基づく「地図面」「情報学習編」に必要な記載項目や地域特性上必要と思われる特記事項について住民等（受け手）の立場に立って検討し、記載事項を整理する。

尚、受注者は、具体的な表示・表現方法及び記載内容について、ユニバーサルデザインの考え方（地図の線種、色の明度差・組み合わせ等の表現方法、適切なテキスト量、フォントサイズ）、地域における水害特性を勘案して複数災害の取扱い（各災害リスクの重合や個別表示、地図レイヤーの順序等）の検証結果を踏まえ、ハザードマップ構成案を提示し、発注者へ助言・提案等を行うものとする。

※記載検討項目は【別紙3】「洪水ハザードマップ 主要な記載項目（案）」のとおり

(2) ハザードマップ原案作成

ハザードマップの原案作成は、「第22条（ハザードマップの基本仕様）」のとおりとし、以下の原案データ、WEB配信用、GISデータを各種作成するものとする。

①ハザードマップ原案データ作成

住民等にとって見易くて理解しやすい表現・表示内容となるように創意工夫し、記載事項の検討内容を踏まえ、マップのレイアウト・デザイン・イラスト・図表・地図注記等の制作を行い、原案データを作成するものとする。

②ハザードマップWEB配信用データ作成

インターネットによるホームページからの閲覧手法を検討し、ハザードマップの解説

や注意事項等を添えた公開用データ（画像データ等）を作成する。

尚、マップの画像データはPDF形式とし、一般家庭でのダウンロードや印刷・閲覧等を考慮してファイル容量を調整するものとする。

③ハザードマップGISデータ作成

地理情報システム（GIS）による運用を考慮し、ハザードマップに記載する地図レイヤーや検討用地図データ等について、各種GISデータとして納品用データファイルを作成する。尚、GISデータはShape形式とし、適切な運用ができるように併せてデータ定義書を整理するものとする。

（３）関係者等の反映及び校正作業

ハザードマップの作成にあたって、庁内外を含め関係者等からの意見を反映させるものとし、確認資料作成やハザードマップへの必要な訂正等を行うものとする。

尚、浸水想定や水害対策に関して確認事項がある場合は、必要に応じて関係機関（河川管理者）への意見照会を行い、得られた助言等を整理して同様な訂正等を行うものとする。

また、協議・検討過程においては、随時校正用資料を作成し、発注者・受注者双方にて点検・修正を行うものとする。

7. 報告書作成

本業務において、避難に関する調査検討事項及び協議事項、ハザードマップ原案等の資料を整理し、国、新潟県の水害に対する対策や動向を踏まえた避難に関する課題点や対応方針等を取りまとめて業務報告書を作成する。

尚、本報告書に、必要なデータ類を格納した電子媒体を添付するものとする。

8. 打合せ協議

本業務の打合せは、主に業務着手時、中間成果報告時、成果納品時に実施し、必要に応じて発注者が要請する場合は随時対応を行うものとする。また、打合せ後は速やかに議事録を作成し、打合せ内容の相互確認を行う。

尚、発注者から打合せ又は報告、検討資料の提供を求められた場合、直ちに打合せ対応を行うものとする。

第26条 ハザードマップの印刷

ハザードマップの印刷は、校正後、甲にて最終承認されたハザードマップ原案（印刷用原稿）について「第22条（ハザードマップの基本仕様）」による印刷規格及び部数に基づき印刷作業を実施するものとする。

尚、発注者と受注者の協議により、印刷規格及び部数を事業費内で変更する場合もある。

第3章 成果品

第27条（成果品の検査）

受注者は、業務の各工程完了時に管理技術者による作業の点検及び検査を実施するものとする。尚、全工程完了後、その成果について発注者の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うものとする。尚、発注者が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けるものとする。

第28条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、その限りではない。

第29条（成果品の帰属）

本業務で納入された成果品の著作権・所有権等の諸権利は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。ただし、本業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で、受注者が本業務の契約締結以前から有していたか、又は本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受注者に留保され、その使用权、改変権を発注者に承諾するものとし、発注者はこれを本業務の成果品の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。

第30条（成果品の保管）

発注者が認める範囲において受注者による成果品の保管が必要な場合、それらを明記した保管証を提出し、承認された成果品について責任をもって保管するものとする。尚、本業務履行後においても、発注者は受注者に対して保管成果品の提出を要求することがある。

第31条（成果品）

本業務の成果品として下記の品目を納入するものとし、発注者は、必要に応じて業務途中に中間成果品の提出を求めることができる。また、印刷物は、「第22条（ハザードマップの基本仕様）」に基づく内容を標準とし、納入方法（搬入・仕分け等）は、発注者によるマップ原案の最終承認後に調整を行うこととする。尚、搬入の際、印刷物を傷つけないように十分注意すること。

1. 中間報告成果品

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 協議検討資料・校正資料及び電子データ（検討図書、マップ各種素案等） | 1式 |
| (2) 打合せ記録簿 | 1式 |

2. 納品成果品

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) ハザードマップ 原案見本（A2判カラー片面） | 1式 |
| (2) ハザードマップ 印刷用原稿データ（高解像度版PDF形式） | 1式 |
| (3) ハザードマップ WEB配信用データ（低解像度版PDF形式） | 1式 |
| (4) ハザードマップ GISデータ（Shape形式、データ定義書を含む） | 1式 |
| (5) ハザードマップ 印刷物（17地域） | 計2,550部 |
| (6) 各種調査検討資料及び図面類 | 1式 |
| (7) 報告書（A4判製本、電子データ類格納） | 1部 |
| (8) その他、協議の上、必要と認められるもの | 1式 |

第32条（成果品の納入先）

本業務の成果品納入先は、関川村役場 総務課とする。

【別紙１】洪水ハザードマップ 対象河川一覧

【対象河川一覧（小規模河川）】

N o	水系名	対象河川	指定区分
1	荒川水系	鍬江沢川	—
2	荒川水系	下鍬江沢川	—
3	荒川水系	幾地川	—
4	荒川水系	西山川	—
5	荒川水系	女川	—
6	荒川水系	桂川	—
7	荒川水系	太田沢川	—
8	荒川水系	赤沢川	—
9	荒川水系	藤沢川	—
10	荒川水系	中東川	—
11	荒川水系	前川	—
12	荒川水系	堤沢川	—
13	荒川水系	赤谷川	—
14	荒川水系	吹ノ沢川	—
15	荒川水系	湯蔵川	—
16	荒川水系	大溝川	—
17	荒川水系	大石小川	—
18	荒川水系	小川	—
19	荒川水系	沼川	—
20	荒川水系	中の沢川	—
計 1 水系		計 2 0 河川	

※上記の 2 0 河川は、ハザードマップ作成対象河川である。

【過年度洪水ハザードマップ河川一覧（参考）】

N o	水系名	対象河川名	指定区分
1	荒川水系	荒川（直轄・県管轄区間）	洪水予報・水位周知
2	荒川水系	大石川	—
計 1 水系		計 2 河川	

※上記の 2 河川は、ハザードマップ作成対象河川ではないが、本業務の検討の参考とする。

【別紙２】洪水ハザードマップ 対象地区 図郭割（案）

N o	マップ名	対象地区	マップ縮尺
1	鍬江沢川水系_下流側	霧出地区 1	1/5,000
2	鍬江沢川水系_上流側	霧出地区 2	1/5,000
3	女川水系 1	高田・桂地区	1/4,000
4	女川水系 2	上野原・深沢・朴坂地区	1/4,000
5	女川水系 3	宮前・南中・蛇喰・上新保地区	1/4,000
6	女川水系 4	小和田・蕨野地区	1/4,000
7	女川水系 5	中束地区	1/4,000
8	女川水系 6	田麦千刈地区	1/2,500
9	前川	川北地区	1/3,500
10	堤沢川・赤谷川	四ヶ字地区	1/5,000
11	吹ノ沢川	小見・上野山地区	1/2,500
12	湯蔵川	湯沢地区	1/2,500
13	大溝川	安角地区	1/2,500
14	大石小川	大石地区	1/2,500
15	小川	金俣地区	1/2,500
16	沼川	片貝・沼地区	1/4,000
17	中の沢川	金丸地区	1/3,000

※別添の「洪水ハザードマップ図郭割検討図（案）」を参照のこと。

※最小縮尺を 1/5,000 とし、集落単位（複数集落もあり）にて設定する。

※表は、図郭割（案）であり、本業務の検討時において変更・調整する場合がある。

【別紙３】洪水ハザードマップ 主要な記載項目（案）

区分		主な記載項目
地図面の記載事項		想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深※〈標準〉
		土砂災害警戒区域等〈標準〉
		早期の立ち退き避難が必要な区域〈標準〉
		避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項※〈標準〉
		地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等※〈標準〉
		水位観測所等の位置（ＣＣＴＶを含む）〈標準〉
		浸水到達時間、浸水継続時間が長い区域〈推奨〉
		地盤高〈推奨〉
		排水ポンプ場〈推奨〉
		防災関係機関（役場、警察、消防、病院）〈推奨〉
		防災備蓄倉庫、水防倉庫〈推奨〉
情報・学習編の記載事項	避難活用情報	洪水予報等、避難情報等の伝達方法（プッシュ型の情報）※〈標準〉
		水害時に得られる情報とその受信や取得の方法（プル型の情報）※〈標準〉
		避難情報等に関する解説と留意事項〈標準〉
		浸水が想定される区域における避難行動の解説と留意事項〈標準〉
		避難場所等の一覧〈標準〉
		避難訓練の実施に関する事項※〈標準〉
		水害シナリオ〈標準〉 （外力条件などの設定条件、災害イメージの固定化に関する注意喚起等）
		他のハザードマップ作成状況に関する事項※〈標準〉
		浸水継続時間が長い区域についての解説と留意事項〈推奨〉
		排水ポンプ場の情報〈推奨〉
		地下街等に関する情報〈推奨〉
		防災関係機関一覧表（名称、電話番号等）〈推奨〉
		防災備蓄倉庫（名称、備品項目、数量等）〈推奨〉
	災害学習情報	水害に備えた事前の心構え（被害を抑える自衛策等）〈標準〉
		既往水害に関する情報（過去の浸水実績など）〈標準〉
		水害発生時における避難の心得（避難時の留意事項等）〈推奨〉
		水害発生メカニズム、地形と氾濫形態、被害特性〈推奨〉
		気象警報等に関する事項〈推奨〉
		施設の役割、整備状況、整備計画〈推奨〉
		安否確認情報（伝言サービス）〈推奨〉
その他の記載事項		他言語の表記〈英語：標準〉〈その他言語：推奨〉
		作成時の注意事項（情報量・住民等からの意見の反映・色彩等に関する配慮）〈推奨〉
		作成主体（作成年月日、作成担当課等）
		マップの名称、目的、見方、索引図、防災メモ、使用上の注意
		地図注記（縮尺・方位、凡例、国土地理院承認番号等）
		その他、本村が有する特別な事項（協議による）

〈標準〉：基本的に検討するもの、〈推奨〉：必要に応じて検討するもの

※水防法で記載が義務付けられている事項